

環境文教委員会 送付 25-9

千代田区内の公園や私有地等に対する喫煙対策の強化を求める陳情

受付年月日 平成25年10月28日

陳情者

陳情書

(趣旨)

千代田区の路上喫煙対策の結果、その効果は現れていると思いますが、一方で、公園や私有地などの局所においての喫煙が顕著になってしまいました。

憩いの場であるはずの公園で受動喫煙のリスクが高まり、大通りでない裏路地で私有地だからと公然と喫煙をしている現状があります。

そういうたたは場所は喫煙者の隠れ家的なたまり場と化し、その場所でなら、あたかも喫煙可能な場所と見なされ、喫煙者が集まり、近隣住民の迷惑の対象となります。

注意したら注意したで、足が私有地内に入っているから路上喫煙で無いと社会人としてあるまじき屁理屈をこねくりまわし平然と喫煙し続けています。

足が私有地内に入ってたら喫煙してもよくて、入っていなかつたら喫煙出来ないなんて、こんなバカな話ありますでしょうか。

タバコから出る煙は、私有地と路上の垣根はありません。勤めている方々は息抜きで喫煙されるのでしょうけど、そこに住まう者にとっての、毎日の受動喫煙は堪ったものでは無いです。

屁理屈を言って堂々と喫煙している人が居るならば、真面目に喫煙対策に取り組んでいる人がバカをみますし、千代田区民としても、快適に生活をする事への阻害となります。

そこで新たな喫煙対策として、私有地であっても1階地上部分での喫煙は禁止、公園での喫煙は禁止、事業主に対して室外ではなく室内に喫煙所の設置を義務付ける、受動喫煙対策を施した公共喫煙所の設置などの提案を致します。

喫煙者、禁煙者双方の気持ちを理解し、気持ちの良い分煙社会を目指すために、喫煙対策に取り組むのであれば、徹底的にやらないと、逃げ道が存在するなど、ちゃんと機能しないどころか、逃げ得を助長させ、健全な社会に悪影響を及ぼしかねません。

愛煙の方からしたら、どこで吸えばいいのかと思われるかもしれません、自宅でも吸えますし、喫茶店行って吸う事も出来ます。会社内に喫煙スペースを作つてもらうように交渉する事だって可能です。

一人くらいなら私有地や公園で喫煙していても、まあいいかとなります、それが持続的になったり、人数が増えて喫煙スポットと化すと、まあいいかとは、なりません。喫煙するのは個人の自由です。でも、そうでない人との共存する社会の構築も考えて頂けたらと思います。

ぜひ千代田区内においての新たな喫煙対策のご検討をお願い致します。

平成25年10月28日

千代田区議会議長 嶋崎 秀彦 殿